○○自治会備品の管理運営規定（案）

（目的）

1. この規定は○○自治会が所有する備品の管理運営を円滑にするため、必要な事項を定める。

（備品）

1. 備品の種類は次の通りとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 保管場所 |
| テント | （　）張 |  |
| 机 | （　）卓 |  |
| いす | （　）脚 |  |

（保管場所）

1. 備品の保管場所は△△に設置された○○自治会が所有する倉庫とする。

（管理責任者）

1. 備品の管理責任者は、自治会長とする。

（使用承認）

1. 備品の使用者は○○自治会員とする。使用する者は、あらかじめ使用申請し、自治会長の許可を受けた場合に使用することができる。

（保全管理）

1. 使用者は善良なる管理の義務を負う。万一毀損した場合は、原則として補修の義務を負う。

（協議事項）

1. 疑義が生じたときは、管理責任者が自治会員を招集し、協議する。

　　附則　この規定は、令和　　年　　月　　日より実施する。